

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道東京浦安線

江東区北砂四丁目～南砂二丁目

都道

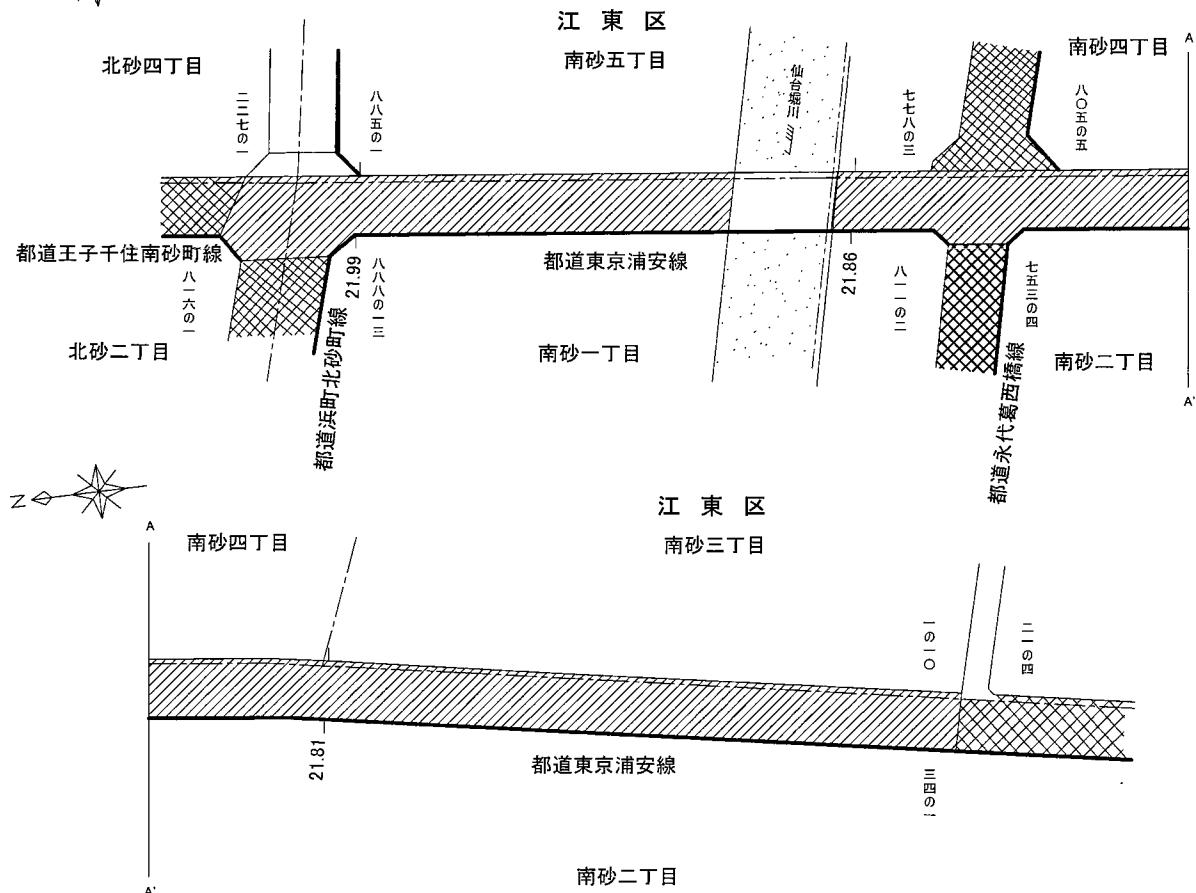
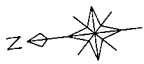
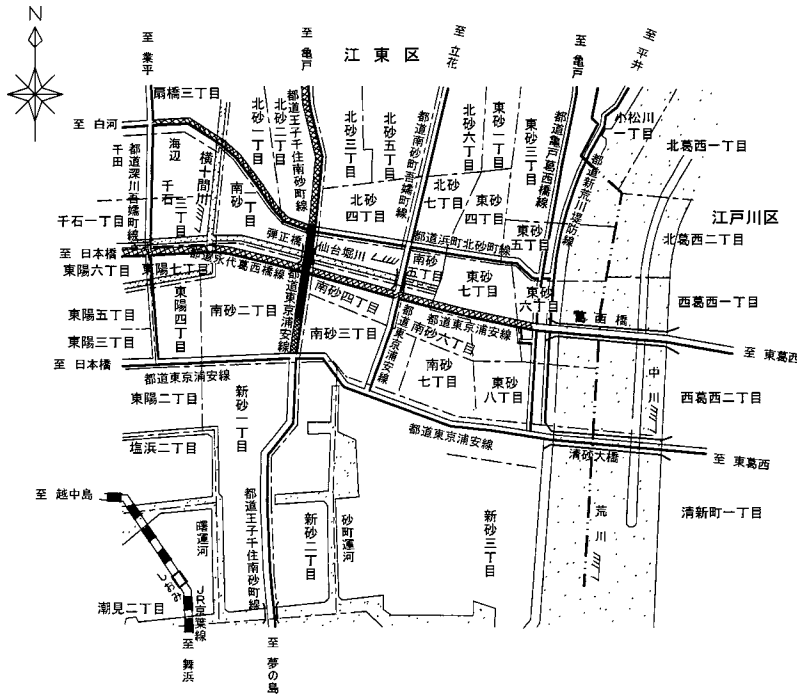
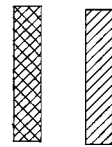
特別区道

指定区間

延長 六一・五・四四メートル

既指定区間

(電線共同溝予定名称) 東京浦安・七号



## 規 則（公）

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

## ●東京都公安委員会規則第18号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第67条第2項中「文京区春日一丁目5番12号」を「渋谷区神宮前一丁目4番17号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月20日から施行する。

## 告 白（公）

## ●東京都公安委員会告示第313号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

## 1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成27年1月17日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

## (2) 実技試験

平成27年2月14日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

## 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

## 3 検定の実施種別

規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

## 4 検定予定人員

45名

## 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

## (1) 検定申出の受付期間

平成26年12月1日（月曜日）及び同月2日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03（3581）8201

## 6 申請手続

## (1) 受付期間

平成26年12月10日（水曜日）から同月12日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 申請書類

エ 検定申請書 1通

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

カ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 14,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第314号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成27年1月17日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成27年2月14日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第6号の警備業務（貴重品運搬警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

30名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成26年12月3日（水曜日）及び同月4日（木曜日）の2日間  
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成26年12月10日（水曜日）から同月12日（金曜日）までの3日間  
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉  
ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在

明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のウ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第315号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 講習の実施期間及び時間

平成27年3月9日（月曜日）から同月17日（火曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会研修室

<p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格し</p>	<p>た者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年1月29日(木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年2月12日(木曜日)から同月16日(月曜日)までの3日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者</p>
--	--	--

に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 47,000円

8 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第316号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 講習の実施期間及び時間

平成27年3月12日(木曜日)から同月17日(火曜日)までの4日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

30名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

平成27年1月28日(水曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

平成27年2月12日(木曜日)から同月16日(月曜日)までの3日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

<p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 施設警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 23,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第317号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年10月10日 東京都公安委員会</p>	<p>委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年2月9日 (月曜日) から同月17日 (火曜日) までの6日間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務 (運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期間第4条に規定する2級の検定 (3号警備業</p>
---	---	--

<p>務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年1月9日(金曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p>	<p>(1) 受付期間 平成27年1月26日(月曜日)から同月28日(水曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>	<p>事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第318号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年10月10日</p>
---	--	---

<p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年2月13日(金曜日)から同月17日(火曜日)までの3日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。) 4 講習予定人員 30名 5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p>	<p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年1月8日(木曜日) 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160 7 申込手続 (1) 受付期間 平成27年1月26日(月曜日)から同月28日(水曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>
--	---	---



<p>事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第319号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年10月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年3月23日(月曜日)から同月26日(木曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 50名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年2月16日(月曜日)</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>5 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年3月3日(火曜日)及び同月4日(水曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>6 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第320号</p> <p>次の者は、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例(平成12年東京都条例第196号)第2条の10第2項に規定する勧告に従わなかったため、同条第3項の規定に基づき公表する。</p> <p>平成26年10月10日</p>
---	---	--

公 告

東京都公安委員会  
委員長 仁 田 陸 郎  
記

- 1 住所 板橋区熊野町45番5-1101号
- 2 氏名 長谷川 亨一

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会
- 三 代表者の氏名  
村上 佳子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都調布市深大寺元町四丁目七番地十二
- 五 定款に記載された目的  
本会は、心身に障害をもつ人々に対して、地域社会で

生き生きと生活していくための場づくり、自ら生きる力をつけるための生活訓練や自立支援、および障害に対する理解啓発を促進するための活動を行うとともに、地域において心身ともに健やかに育成されること、障害児および障害者の福祉の増進をはかること、共に生きる社会を実現することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アールユス仏教国際協力ネットワーク

ク

三 代表者の氏名

茂田 眞澄

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区清澄三丁目四番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、不当な支配や抑圧、差別、紛争等に苦しむ世界の人々及びそれらの人々の自立的な問題解決をめぐり活動する人や組織を支援すると共に、それらを支えるべき市民へのはたらきかけを通じ、平和な国際社会の建設及び市民参加型社会の発展、成熟に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団  
三 代表者の氏名  
堀 信子  
四 主たる事務所の所在地  
東京都港区芝二丁目八番二十三号 港区立障害保健福祉センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害者を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた障害福祉サービス事業をはじめとした就労支援に関する事業を行い、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することで、障害者個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう支援し、社会参画の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人男性不妊ドクターズ

三 代表者の氏名

岩本 晃明

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南一丁目十四番十号 福隆ビル三階

階

五 定款に記載された目的

この法人は、医師・医療研究者等が共同し、男性不妊

治療の研究並びに情報の収集を行い、広く一般市民に對し講演会などの情報発信をすることを通じて、男性不妊に関する正しい知識の啓発活動に努めることで、不妊問題のない社会の実現を目指し、もって国民の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

東村山市秋津町四丁目三番四、西東京市芝久保町四丁目二  
同番七及び同番十五  
十六番三号

株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

稲城市若葉台二丁目九番一及  
び同番二  
北海道釧路市春採五丁目十  
六番十七号

株式会社リアリアル  
代表取締役 佐藤 俊晴

里山保全地域の指定案及び保全計画案について

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。)第十七条第一項第三号に規定する里山保全地域の指定案及び条例第十八条第一項に規定する保全計画案を次のとおり策定したので、条例第十七条第四項及び条例第十八条第四項に

おいて準用する条例第十七条第四項並びに東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)第九条の規定により公告し、縦覧に供する。  
平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 保全地域の指定案

(一) 種別 里山保全地域

(二) 名称 連光寺・若葉台里山保全地域

(三) 位置 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稲城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる地域

(四) 区域 別表及び別図一に示す区域

(五) 面積 三万二千九百二十三平方メートル

二 保全計画案の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業(多摩ニュータウン計画)によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤナカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロ

ジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のママシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナガイ(絶滅危惧Ⅰ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))、ナタネキバサナガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅱ類(東京都))及びミズコハクガイ(絶滅危惧Ⅱ類(環境省)、絶滅危惧Ⅰ類(東京都))が非常に高い密度で発見されており、陸産及び淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、要注意外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

(二) 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナガイ、ナタネキバサナガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

ア 希少な生物の保全

キバサナガイ、ナタネキバサナガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的に観測を行いながら保全する。

イ 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシユレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤスカグサ等の生息生育環境保全のため、適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。

ウ 里山環境の保全

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクヌギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

エ 農地の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた里山環境を保全する。

また、草地環境の保全も図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティアが積極的に営農に参加し、協力できるような、都民ボランティアとの協働関係を形成する。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩く経路を定める等の対策をとる。

(四) 植生管理に関する事項

当区域を保全し、利活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、(二)の方針に基づき、区域ごとに目標植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理(皆伐、除伐、下草刈り、落葉掻き等)及び湿地管理(草刈り、水量調整、水田耕作等)を都民と協働しながら継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継続する。当該管理の作業の成果については、継続的に観測し、植生管理に活用していく。

ア 里山環境保全エリア

(ア) コナラ林

林床の注目すべき種を保全するため、林床の下刈りを冬季(十二月及び一月)に実施する。林床植物や低木が繁茂している場所は、夏季(七月)に実施する。下刈りをする場合は、タマノカンアオイへの影響がない様に、必要な場所では目印をつける等の配慮を行う。

林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを残す場所

も設定する。

長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林の更新を図る。

イ 湿地環境保全エリア(野生動植物保護地区)

(ア) コナラ林

必要に応じ裾刈りや間伐を行う。樹林と湿地の状況を見ながら、順応的な管理を行う。

(イ) マダケハチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。

(ウ) モウソウチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。

一坪に一、二本程度の密度にする。若い竹を残し、若い竹林を維持する。

(エ) カナムグラ群落

住宅地が隣接するため、住宅地からの光を遮る緩衝帯としての役割を検討する。

群落の一部は、水田環境に依存する生物の保全を目的とした耕耘を行い、湿地化を図る。

(オ) ヨシ群落

基本的には手を加えない。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聞きながら、風通しを良くする等の対策を適宜行い、順応的な管理を行う。

(カ) ガマ群落

西側の一部でカエル類、ホトケドジョウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行う。水田環境の状況を見ながら、順応的な管理を行う。

貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聞きながら、順応的な管理を行う。

(キ) キシヨウブ群落

複数年かけて、キシヨウブを除去し、ヨシ草地等の高茎湿性草地への移行を図る。

貝類の生息環境に配慮しながら、順応的な管理を行う。

(ク) ミゾソバ群落

西側の一部でカエル類、ホトケドジョウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行い、畦畔植生の回復を図る。水田環境の状況を見ながら順応的な管理を行う。

(ケ) エゾノサヤマカクサ群落

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕耘するなどの、順応的な管理を行う。

(コ) 開放水面

現状を見守りながら、堆積物が多い場所の泥を寄せるなどの、順応的な管理を行う。

流水箇所については、生物や水の状態を確認しながら、現状を維持する。

(サ) 野生動物植物保護地区の管理方針

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シユレーゲルアオガエル等の希少種が生息する湿地全域を一つのビオトープユニット(動植物の生息空間)として捉え、一体的な管理を行う。湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理を行うこと

により、希少種の持ち去り行為やオーバーユース(地区への過剰な立入り)を防ぐ。

アメリカザリガニ等の外来種の侵入に備え、湿地の観測を継続的に行い、外来種を確認した場合には、直ちに排除する。

開放水面については、堆積物が見られた場合に泥を寄せるなどし、現状を維持する。ホトケドジョウの見られる水の流れについても堆積によるせき止めが見られた場合に速やかに原状復旧等を行う。

カナムグラ群落を耕耘し水生草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。

外周樹林の拡大を防止するとともに、林縁の日当たりを配慮し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等が生息する日陰の湿地を維持する。

カエル類、ホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。

ウ 農地環境エリア

(ア) コナラ林

農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(十二月及び一月)に下刈りを行う。

また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。

(イ) モウソウチク林

農地に隣接する竹林は、竹林の密度を一坪当たり一、二本程度に伐採する。伐採は、夏季(八月及び九月)に行うのが効果的である。

また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。

(ウ) 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。

ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(エ) 果樹園

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。

ボランティア活動団体が耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(オ) 荒地雑草群落

耕作地に隣接する場所では、一メートル程度の幅で年に二、三回程度刈取りを行い、背丈が高くならない草地環境を維持する。

その他の地域では、年に一回程度(二月)刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

エ 里山環境回復エリア

(ア) コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季(七月)と冬季

(十二月及び一月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

オ 里山環境回復エリア 二

(ア) コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季(七月)と冬季(十二月及び一月)に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生しすぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

(イ) 植栽樹林

間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまわりを考慮し、一部をススキ群落等に草化化することも検討する。

(ウ) 低木植栽

道路に囲まれた場所でサツキが植栽されている現状を維持する。

(エ) ススキ群落

ススキ群落、荒地雑草群落(低茎草地)の区域を設定して管理する。ススキ群落は年に一回程度(二月)に刈取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

荒地雑草群落(低茎草地)は、年に二、三回程刈取り、背丈が高くない草地環境を維持する。

植栽樹林に隣接する場所では、植栽樹林のまわりを考慮し、群落の一部をコナラ林へ移行することを検討する。

(オ) 荒地雑草群落

天神森公園に隣接する場所では、年に二、三回程刈取りを行い、背丈が高くない草地環境(低茎草地)を維持する。

ススキ群落に隣接する場所は、状況に応じてススキ群落とするか、低茎草地を広げるかを検討する。

(五) 施設に関する事項

保全地域における活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。  
また、都民と協働して次のように利活用する。  
ア 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除

間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。

イ 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となっていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験の場として活用する。

ウ 耕作地は、地権者の協力を得ながら、体験学習の場として活用する。  
エ アからウまでの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。

オ 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

(七) 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部を野生動植物保護地区に指定する。

ア 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部(別図二に示す区域)  
イ 指定区域の面積 ○・二七ヘクタール  
ウ 保護すべき野生動物の種類

条例第二十五条第三項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類 ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シ

ユレーゲルアオガエルその他の両生類全種

(ただし外来種を除く。)

魚類 ホトケドジョウ

昆虫類 ヒメアカネ及びヘイケボタル

貝類 キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ

及びミズコハクガイ

(ハ) 区域別保全・利活用の方針

ア 里山環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギンラン、シユンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に樹林地の管理と継続的な観測を行う。

コナラ林は、豊かな動植物の生息環境になるように手入れする。

イ 湿地環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の下部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミゾソバ群落及びキシヨウブ群落が分布し、一部にやや乾燥化したカナムグラ群落等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等やや薄暗い環境を嗜好する種類が見られる。

谷戸上流部から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群落が分布する。希少な貝類が比較的良好に見られる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカイ等が見られる。

最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となっているが、平成二十三年まで水田環境が見られた。また、アカガエル類及びシユレーゲルアオガエルの産卵場所並びにホトケドジョウの繁殖地となっており、シオヤトンボ等が見られる。

(イ) 保全の方針

柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。

希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等については継続的な監視を実施し、侵入が確認された場合には駆除する。

日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。

水田環境の復元による里山景観と、カエル類や

ホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。

周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。

コクランの生育環境を保全する。

(ウ) 利活用の方針

基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理と継続的な観測等の機会に限定する。

湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当該区域の希少性と価値を周知するための限定的な活用を検討する。

ウ 農地環境エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。

放棄地や果樹園の草地にはクルマバタ、シヨウリヨウバタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

農地と草地環境を保全する。

現状の営農者を尊重しつつ、農業の使用、施肥及び草刈のルール作りを行う等の協力を得る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に、現在の営農を継続して実施する。営農者及び地権者との協議を行い、畑の体験教育等の場としての活用を検討する。

草地環境の維持管理を通して、当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用す

る。

エ 里山環境回復エリア 一

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。

林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンラン等が見られる。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クスギ・コナラ林の回復を図る。

クスギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。

オ 里山環境回復エリア 二

(ア) 現況の自然特性

コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となつているほか、ススキ草地が分布する。草地環境には、シヨウリヨウバツタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クスギ・コナラ林の回復を図る。

クスギ、コナラ等に依存する生物の生息空間の

保全及び回復を図る。

草地環境の維持及び管理を行う。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境教育の場として活用する。

三 里山保全地域の指定案及び保全計画案の縦覧

(一) 縦覧の期間 平成二十六年十月十日から同月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

(二) 縦覧の時間 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(三) 縦覧の場所

ア 東京都環境局自然環境部緑環境課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階

イ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号

ウ 多摩市環境部公園緑地課

多摩市関戸六丁目十二番地一

エ 稲城市市民部環境課

稲城市東長沼二千百十一番地

四 意見書の提出

(一) 里山保全地域の指定案及び保全計画案について意見のある当該地域の住民及び利害関係人は、平成二十六年十月二十四日までに、知事に意見書を提出することができる。

(二) 意見書には、意見の要旨並びに氏名及び住所を記載すること。

(三) 意見書の提出先

東京都環境局自然環境部緑環境課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階

別表

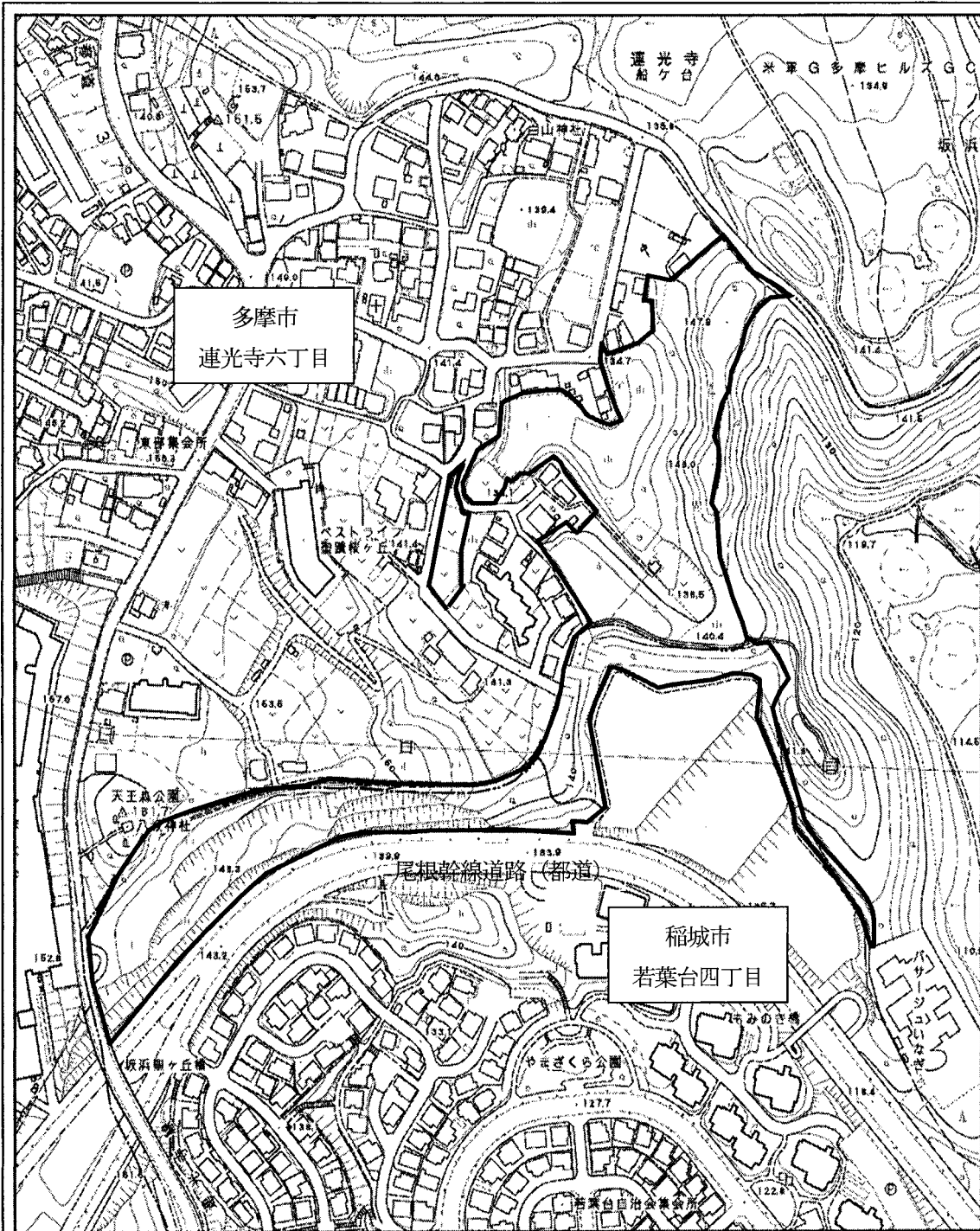
多摩市連光寺六丁目九番六、九番十四から九番十六まで、九番二十一、九番二十二、九番二十五、九番三十八、九番三十九、十番三、十番九、十番十二から十番十五まで、十番十九、十番二十一から十番二十六まで、十一番九から十一番十三まで、十一番四十二から十一番四十六まで及び十一番四十九

稲城市若葉台四丁目二十八番及び二十九番




別図一

連光寺・若葉台里山保全地域 区域図



凡例

 指定区域

N

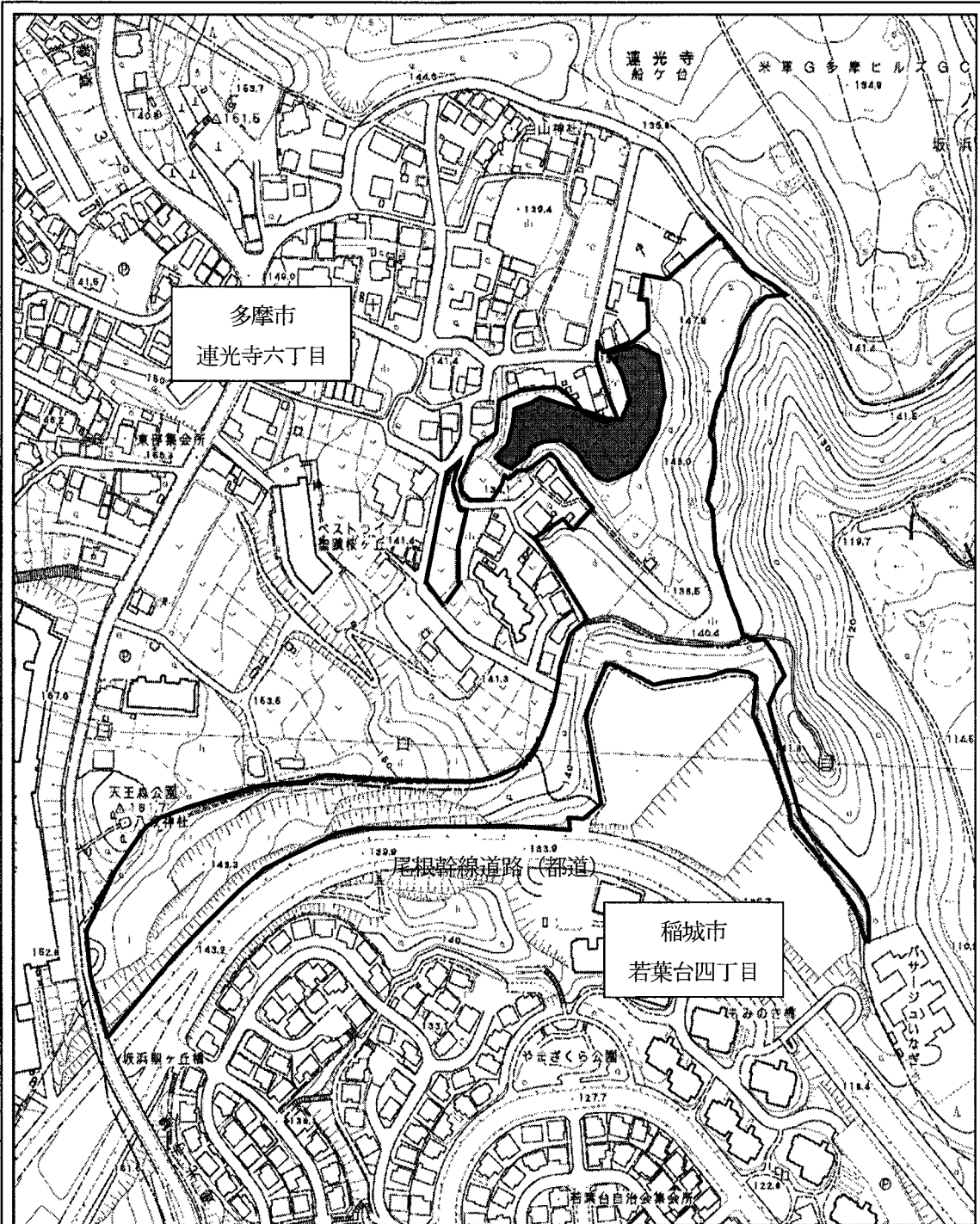


50m





別図二

野生動植物保護地区対象地



凡例

	保全地域指定区域
	野生動植物保護地区



砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験日時

平成二十六年十一月十四日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験会場

立川市曙町二丁目三十八番五号立川ビジネスセンタービル十一階

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令事項

イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成二十六年十月十四日(火曜日) から同年十一月十二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に

関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支

庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成二十六年十一月四日(火曜日) から同月十二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三(五三二〇) 四七四七

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 新宿中村屋ビル

イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号

ウ 設置者名 株式会社中村屋

(二)ア 店舗名 (仮称) ドン・キホーテ新瑞穂店

イ 店舗所在地 西多摩郡瑞穂町むさし野三丁目十一番三ほか

ウ 設置者名 双葉観光株式会社

(三)ア 店舗名 (仮称) ヨークマート葛飾青戸店

イ 店舗所在地 葛飾区青戸二丁目六百九十一番一ほか

ウ 設置者名 株式会社ヨークマート

(四)ア 店舗名 (仮称) 花畑団地F街区商業施設

イ 店舗所在地 足立区花畑五丁目十三番一

ウ 設置者名 株式会社サンベルクス

(五)ア 店舗名 第3秦ビル

イ 店舗所在地 杉並区久我山四丁目二番六号

ウ 設置者名 秦 成夫

(六)ア 店舗名 成増名店街ビル

イ 店舗所在地 板橋区成増二丁目二十一番二号

ウ 設置者名 明治安田生命保険相互会社

(七)ア 店舗名 Coconeri

イ 店舗所在地 練馬区練馬一丁目十七番一号

ウ 設置者名 日立キャピタル株式会社

(八)ア 店舗名 キラリナ京王吉祥寺

イ 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町二丁目一番二五号

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

(九)ア 店舗名 いなげや青梅師岡店

イ 店舗所在地 青梅市師岡町三丁目十八番地三ほか

ウ 設置者名 株式会社いなげや

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(九)までの店舗に係る届出については、区市町の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十六年九月十六日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。  
平成二十六年十月十日

東京都下水道局長 松田芳和

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地  
名称

五二二一 株式会社 三村 和也 武蔵村山市本町三丁目七十六番地

オアシス ライフ

五二二二 株式会社 新谷 善明 江戸川区大杉一丁目

Eークラ フト 十四番六号

二 指定年月日

平成二十六年九月三十日

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川一丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川一丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002